

総目次

建築基準編

〈第1巻〉

| | | | |
|-----------------------------------|--------|--------------------------------------|------|
| 第一章 総則 | 五 | 第六節 景観地区 | 一三一九 |
| 第二章 建築物の敷地、構造及び建築設備 | 三二 | 第七節 地区計画等の区域 | 一三二〇 |
| 第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途 | 一〇三 | 第八節 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造 | 一三五七 |
| 第一節 総則 | 一〇三 | 第三章の二 型式適合認定等 | 一三六一 |
| 第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等 | 一〇七 | 第四章 建築協定 | 一三八一 |
| 第三節 建築物の用途 | 一一三 | 第四章の二 指定資格検定機関等 | 一三九七 |
| 第四節 建築物の敷地及び構造 | 一一八 | 第一節 指定資格検定機関 | 一三九七 |
| 第五節の二 都市再生特別地区 | 一三〇五 | 第二節 指定確認検査機関 | 一四〇三 |
| 第五節 防火地域 | 一三一 | 第三節 指定認定機関等 | 一四一一 |
| 第五節の二 特定防災街区整備地区 | 一三一七の二 | 第四節 指定性能評価機関等 | 一四一九 |
| | | 第四章の三 建築基準適合判定資格者の登録 | 一四二五 |
| | | 第五章 建築審査会 | 一四三一 |
| | | 第六章 雑則 | 一四六一 |
| | | 第七章 罰則 | 一六三一 |
| | | 附則 | 一六六一 |
| | | 参考法令 | 一六七 |

総目次

△第2巻▽

| | |
|---------------------------|----------|
| 届出等の様式・告示 | 一七〇一の二〇一 |
| 一 届出等の様式 | 一七〇一の二〇一 |
| 二 告示 | 一七七九 |
| 通達 | 二三〇一 |
| 一 総則 | 二三〇一 |
| 二 建築物の敷地、構造及び建築設備 | 二四三一 |
| 三 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備 | 三〇〇一 |

「建築・消防法令図説便覧」は、「建築基準編」と「消防設備編」に分かれておりますので、次に掲載のものは、「消防設備編」の台本をご覧くださいたくようお願いします。

消防設備編

第1巻

| | |
|------------------------|-----|
| 第一章 消防用設備 | 五一 |
| 第一節 消火設備 | 五一 |
| 一 消火器・簡易消火用具 | 五一 |
| 二 屋内消火栓設備 | 一三 |
| 三 スプリンクラー設備 | 三八 |
| 四 水噴霧消火設備 | 六五 |
| 五 泡消火設備 | 七七 |
| 六 不活性ガス消火設備 | 八八 |
| 七 ハロゲン化物消火設備 | 一〇三 |
| 八 粉末消火設備 | 一一五 |
| 九 屋外消火栓設備 | 一二八 |
| 十 動力消防ポンプ設備 | 一三三 |

総目次

第2巻

| | |
|--------------------------------|--------|
| 第二節 警報設備 | 一四〇 |
| 一 自動火災報知設備 | 一四〇 |
| 一の二 ガス漏れ火災警報設備 | 一五三 |
| 二 漏電火災警報器 | 一五五 |
| 三 消防機関へ通報する火災報知設備 | 一六〇 |
| 四 非常警報設備・非常警報器具 | 一六四 |
| 第三節 避難設備 | 一七五 |
| 一 避難器具 | 一七五 |
| 二 誘導灯及び誘導標識 | 一八五 |
| 第四節 消防用水 | 一九五 |
| 第五節 その他消火活動上必要な施設 | 一九八 |
| 一 排煙設備 | 一九八 |
| 二 連結散水設備 | 二〇一 |
| 三 連結送水管 | 二〇八 |
| 四 非常コンセント設備 | 二一二 |
| 五 無線通信補助設備 | 二一五 |
| 第六節 一般的事項 | 二二〇 |
| 一 防火対象物の指定 | 二二〇 |
| 二 通則 | 二二〇の四〇 |
| 二の二 運用 | 二二〇の八〇 |

〔図建一四五〕

総目次

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 三 規格基準の適合性 | 二二〇三 |
| 第3巻 | |
| 四 消防設備規制の体系 | 二二二七 |
| 四の二 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 | 二二四九の三〇一 |
| 四の三 共同住宅等に係る基準の特例 | 二二五一 |
| 五 消防同意 | 二二五五 |
| 五の二 消防用設備等の検査 | 二二六三 |
| 五の三 消防設備点検制度 | 二二六五 |
| 五の四 防火対象物点検報告制度 | 二二六七の四〇一 |
| 五の五 立入検査及び措置命令 | 二二六七の二〇一 |
| 第4巻 | |
| 六 消防設備士 | 二二六九の四一 |
| 第七節 住宅防火 | 二二七一 |
| 一 住宅防火対策 | 二二七一 |
| 二 家庭用防災設備機器等 | 二二七三 |
| 第八節 特定の対象物に係る防災対策等 | 二二七七 |
| 一 トンネルに係る防災対策等 | 二二七七 |
| 二 地下街に係る防災対策等 | 二二七七の二一 |
| 三 アーケードの取扱い | 二二七七の三一の三 |

| | |
|-------------------|--------------|
| 四 道路の上空に設ける通路の取扱い | 二二七七の三七 |
| 五 建設業附属寄宿舎に係る防火安全 | 二二七七の四一 |
| 六 地下鉄等における火災対策 | 二二七七の四九 |
| 七 工事中の建築物等の防火対策 | 二二七七の四九の一八一 |
| 八 販売店舗の安全対策 | 二二七七の四九の五〇一 |
| 九 指定可燃物等 | 二二七七の四九の七〇一 |
| 十 水素を燃料とする自動車等 | 二二七七の四九の八五一 |
| 十一 旅館・ホテル等 | 二二七七の四九の九五 |
| 十二 その他 | 二二七七の四九の一〇五一 |
| 第九節 その他 | 二二七七の五一 |
| 一 暫定適マーク制度 | 二二七七の五一 |
| 二 その他 | 二二七七の五五 |
| 三 基準の特例制度の実例 | 二二七七の八一 |
| 第一章の二 防災規制 | 二二八一 |
| 第一節 防災規制 | 二二八一 |
| 一 防災規制 | 二二八一 |
| 第二章 法令・規格省令 | 二二八七 |
| 第一節 法令 | 二二八七 |
| 第二節 規格省令 | 二七〇一 |

建築基準編 目次

△第1巻▽

第一章 総則

法第一条 (目的) 五一

△図説▽

建築基準法の適用範囲 五三

法第二条 (用語の定義) 五三

令第一条 (用語の定義) 五八

令第一百七条 (耐火性能に関する技術的基準) 五九

令第一百七条之二 (準耐火性能に関する技術的基準) 六一

令第一百八条 (防火性能に関する技術的基準) 六三

令第一百八条之二 (不燃性能及びその技術的基準) 六三

令第一百八条之三 (耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準) 六三

目次

〔図建一〇八〕

令第一百九条 (防火戸その他の防火設備) 六八

令第一百九条之二 (遮炎性能に関する技術的基準) 六八

令第一百九条之二之二 (主要構造部を準耐火構造とした建築物の層間変形角) 六八

令第一百九条之三 (主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準) 六九

△図説▽

建築物とは 七一

延焼のおそれのある部分 七二

耐火構造の定義と規定 七四

耐火構造に必要な性能 七五

耐火性能に関する技術的基準 七六

準耐火構造の定義と規定 七七

準耐火構造に必要な性能 七九

準耐火性能に関する技術的基準 八〇

防火構造の定義と規定 八二

防火構造に必要な性能 八三

不燃材料・準不燃材料・難燃材料 八五

防火性能に関する技術的基準 八六

耐火建築物 八七

五